

小諸市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例における 許可申請等のガイドライン

1 はじめに

小諸市では、地球温暖化及び山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林等において、太陽光発電事業が自然環境、生活環境、景観その他地域環境に与える影響が大きいことから、太陽光発電事業と地球環境との調和及び市民の安全な生活の確保を図ることを目的に、小諸市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下、「条例」という。）及び施行規則（以下、「規則」という。）を制定しました。（令和 5 年 3 月 27 日告示、令和 5 年 7 月 1 日施行）

本ガイドラインは、条例に基づき、小諸市内において土地に自立して設置される太陽光発電設備を設置する際に、事業者が条例の目的に沿った事業の実施にあたって求められる事項をとりまとめたものです。

条例における事前協議（条例第 10 条第 1 項）や発電事業の許可（条例第 15 条第 1 項）の申請等に際しては、条例及び規則と合わせ本ガイドラインによって、提出される書類の内容等を確認いたします。

2 事業計画の策定について

事業者は、事業者の責務として、太陽光発電設備を設置するにあたって関係法令及び条例を遵守することはもちろんのこと、土地や地域の実情に応じた防災・安全確保に関する措置、環境・景観の保全に関する措置、廃棄等までの適切な維持管理等に関する措置、事業に対する地域及び住民からの理解といった観点から事業の検討や対策が必要になります。

事業の企画・検討、事業計画及び設計にあたっては、関係法令及び条例を所管する行政機関等に照会し確認することに加えて、「事業計画策定ガイドライン」（経済産業省資源エネルギー庁 2023 年 4 月改定）、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版」 「傾斜地設置型・営農型・水上設置型の太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021 年版」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）、「太陽光発電を適切に推進するための市町村対応マニュアル（事業者向け 抜すい）」（太陽光発電の適切な推進に関する連絡会議事務局（長野県環境部環境エネルギー課）平成 28 年 6 月）といった太陽光発電設備の設置等に関する法令、技術基準及びガイドラインを遵守した事業計画を策定してください。

また、本ガイドラインでは、事業者が遵守する技術的な事項を別表 1 により規定しております。事業計画の策定にあたっては別表 1 に記載した事項を遵守した事業計画を策定してください。

なお、太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為（以下、「開発行為」という。）の技術基準については、条例、規則及び本ガイドラインのほか、「開発許可審査指針」（長野県建設部）、「開発事業に関する技術的細部基準」（長野県林務部）」に準拠することとします。

（１）太陽光発電設備の設置等に係る法令等について

太陽光発電設備の設置等に係る関係法令について、小諸市が所管する担当課または担当窓口は、別表２のとおりです。事業者の責任において関係法令を確認し、必要な手続きもしくは協議を行うようにしてください。

（２）発電事業の実施を認めない「禁止区域」及び発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる「抑制区域」について

条例において、市民の生命及び財産の保護、良好な景観形成並びに豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全を図るため、発電事業の実施を認めない「禁止区域」を指定し、また、発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を「抑制地域」として指定し、発電事業を実施しないように求めています。

については、別表３及び別表４に掲げる各地域をご確認の上、事業地を選定し事業計画を策定してください。

３ 事前協議

事業者は、条例第１０条第１項に基づく協議を行おうとするときは、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第１号）に規則第４条第１項第１号から第６号に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

協議書及び添付資料の提出にあたっては、別表５により書類を作成してください。添付資料や図面等に記載された具体的な事項をもって事前協議内容の確認を行います。

なお、協議を行う時期は、樹林伐採や整地、資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為より前、後述する関係法令（別表２）に係る手続き等よりも前、固定価格買取制度（FIT）等を利用し売電する事業の場合は、経済産業省への事業計画認定申請前に行ってください。

４ 標識の設置

事業者は、地域住民等へ事業計画の内容を周知するために、事前協議が完了した日から起算して３０日以内に、事業区域内の道路に面した見やすい場所に規則第５条に掲げる事項を記載した標識を設置しなければなりません。

設置する標識については、別図１の例により作成し設置してください。

５ 説明会等の実施について

事業者は、条例第 12 条第 1 項に基づき、地域住民等との合意形成を図るため、地域住民等を対象とした説明会を開催しなければなりません。また、地域住民等への説明事項については、規則第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる事項を説明しなければなりません。

しかし、実際の説明会や個別での説明では、上記に加えて事業における事前調査結果や事業計画の妥当性、設計等に関する根拠等、さらに景観や災害、安全面といった生活環境に与える影響など幅広い面から説明を求められる場合があります。

地域住民等への説明にあたっては、事前協議資料の他に、次の例に示す資料等を用意して説明するなど、事業の透明性を図り、地域住民等からの理解を得て合意形成を図ることとしてください。

なお、説明会等で地域住民等から出された意見や要望については、社会通念上相当な範囲において、事業計画に反映させることとしてください。

(1) 地域住民等への説明にて求められる説明資料及び説明事項例

- ア 事業者の概要（会社概要、資格、資力に関する資料）
- イ 事業区域の概要
- ウ 発電設備設置に係る工事の概要及び設置する設備等
- エ 事業区域及び周辺地域の景観との調和に関する設計概要又は方針
- オ 防災上の措置に関する設計概要又は方針（造成、雨水排水に係る事項等）
- カ 安全性の確保に関する設計概要又は方針
- キ 発電設備の維持管理方法の概要（資金計画等）
- ク 発電施設の廃止後に行う措置に関する計画概要
- ケ 発電設備等の構造計算に関する資料
- コ 事前の現地踏査、地盤調査等の事業地の選定や設計に要する調査結果

(2) 説明会実施報告について

事業者は、地域住民等への説明会を実施した後、許可申請の 30 日前までに太陽光発電事業説明会実施報告書（様式第 3 号）により、規則第 6 条第 2 項に掲げる書類を添付して報告しなければなりません。

6 同意

事業者は、条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる者全員から同意を得なければなりません。

規則第 7 条第 1 項に規定する手続にあたっては、次の事項について記載されている同意書（任意書式）により、同意を得ることとしてください。

(1) 条例第 13 条に係る同意書の記載事項内容

- ア 同意する者の区別
- イ 同意する者の住所・氏名
- ウ 同意する者が説明等を受けた日時及び場所
- エ 説明をした者の所属並びに所在地及び職氏名
- オ 事業及び説明に対する同意する者からの意見
- カ 同意にあたっての意見又は条件等
- キ 同意する事項
- ク 同意する者の署名捺印（法人等団体にあつては署名捺印又は記名押印）

なお、参考の書式例については、参考1のとおりです。

7 協定の締結

事業者は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項について、条例第14条第1項に基づき、事業区域が所在する区と協定を締結しなければなりません。

事業者は、参考2に示す協定書を作成し、締結する区と内容を確認し、合意の上、締結してください。また、協定書の作成にあたっては参考2に示す記載内容例に加えて、地域の実情に応じた災害の防止や良好な自然環境等の保全する具体的な取り決め事項を合わせて記載してください。取り決め事項の記載例は参考3のとおりです。

8 発電事業の許可

事業者は、発電事業の許可を受けるにあたり、太陽光発電設備設置事業実施許可申請書（様式第4号）に規則第8条第1項第1号から第7号に掲げる事項が記載された書類を添付して、提出しなければなりません。

許可申請書類の提出にあたり、規則第8条第1項第5号に掲げる「工事の設計内容」を審査する書類として、別表6により書類を作成してください。添付資料や図面等に記載された具体的な事項の確認をもって審査を行います。また、工事の設計内容や協定書の内容が、地域住民等から出された意見や要望を取り入れたものになっているかといった対応内容についても確認します。

なお、許可申請を行う時期は、原則として関係法令及び条例で規定されている必要な措置や手続き等が完了したのちに、許認可申請等にあたっては許認可後に提出することとしてください。

9 変更の許可等

事業者は、許可を受けた事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更の許可を受けなければなりません。変更の許可が必要な場合は、太陽光発電設備設置事業変更許可申請

書（様式第6号）を提出してください。

変更の許可申請の提出にあたっては、許可申請と同じ書類及び添付資料が必要になります。変更の内容については、変更前後で対比させるなどにより変更内容が分かるように作成し併せて提出してください。

なお、変更のない事項に関する書類等については省略することが可能です。

10 着手の届出

事業者は、発電事業の設置工事に着手するときは、設置工事着手届（様式第9号）により許可書の写しを添付して提出しなければなりません。

11 工事の完了検査

事業者は、発電設備の設置の完了後、速やかに設置工事完了届（様式第10号）により提出しなければなりません。

なお、工事完了の検査を実施するにあたり、別表7に掲げる書類等を提出してください。完了検査では提出された書類等をもとに現地確認を行い、検査を行います。

12 事業の廃止

事業者は、発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備設置事業廃止届（様式第12号）に規則第12条第1項第1号から第5号に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

13 その他

ここまでは、条例において太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止までに至る太陽光発電事業全般における事業者が遵守・配慮すべき事項や手続に係るに留意事項について記載してきましたが、これ以降は、許可申請等に係る市から事業者に対する対応や指導等について条例の概要を以下のとおり説明します。

（1）許可の取消し

不正な手段によって許可を受けたとき、許可条件に違反したときといった条例及び規則に従わない場合や、許可基準に適合しておらず災害の防止若しくは良好な自然環境等の保全に影響を及ぼす場合は、許可を取消することができる規定を設けています。

（2）立入調査

事前協議や許可申請に係る内容の現地確認など、条例及び規則の施行にあたって必要な場合は、職員等による立入調査を行うことができることとしています。

(3) 助言、指導及び改善命令

事業区域及びその周辺地域の災害の防止もしくは良好な自然環境等の保全に向けて助言、指導の規定を設けています。

また、事業者が正当な理由がなく助言又は指導による必要な措置を取らなかった場合において、市は事業者に対して必要な措置をとるべきことを命ずること（改善命令）が出来る規定を設けています。

(4) 勧告

条例第23条第1項第1号から第5号に掲げる事項に該当する事項が確認された事業者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができます。

(5) 公表

改善命令による違反をした者、又は勧告に従わなかったものに対して、市は事業者としての責務を果たしていない者の事業者氏名又は名称及び住所並びに違反又は勧告内容を公表することとしています。また、同内容を国又は県へ通知できる規定を設けています。

(6) 罰則

条例第19条、同第21条及び同第22条に該当する者は、5万円以下の過料を処すこととしており、また行為者に加えその法人等においても同様の過料を処する規定を設けています。

別表 1 遵守する技術的な事項（1 ページ/全 5 ページ）

No.	項目	遵守すべき事項	提出書類等に記載する事項
1	事業区域	<ul style="list-style-type: none"> 隣接した土地との利用形態を区別し、事業者の管理責任を明確にするため、変化点を明示すること。なお、条例第 15 条に規定する許可申請を行う日までに隣接地権者との立会いの上確定していること。 	
2	接続する道路	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、敷地に接する道路の中心線から 2 メートル以上の距離を確保して設置すること。 	平面図に道路中心と柵堀等との距離を記載すること
3	空地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 設備等が設置されない空地等は、芝等の地被類によって緑化すること。 	平面図に緑地とする場所とその方法を記載すること
4	樹木の保存	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の伐採は必要最低限にとどめ、移植できる樹木は事業地内に移植すること。 特に、従前の土地が山林の場合は、道路等の敷地境界から 10 メートル以上離して発電設備を設置し、その間の既存林は伐採しないこと。 	平面図に隣地境界と発電設備との距離を記載すること
5	発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備及び付帯施設は隣地境界から可能な限り後退すること。 特に、道路や住宅に隣接する箇所においては 5 メートル以上離して発電設備を設置し、植栽や不透明性のフェンスにより威圧感や存在感を軽減すること。 太陽電池モジュールの高さは、9 メートルまでとする。なお、高さについては、後述の資料 1 を参考にすること。 	<p>平面図に隣地又は道路境界と発電設備との距離を記載すること</p> <p>平面図又は断面図に標高等を記載し、みなし地盤面から上端までの垂直距離がわかるようにすること</p>
6	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールの色彩は、黒やグレー等の低明度かつ低彩度で目立たないものを使用すること。 太陽光モジュール及びフレームは、低反射のものを使用すること。 パワーコンディショナー、分電盤等の諸設備の色彩は、周囲の景観に調和したものとすること。 フェンスの色は、黒、茶、深緑、灰色とすること。 	設備の企画・構造・色等がわかるように平面図等に記載、又は設備説明書類（パンフレット、仕様書等）を添付すること

別表 1 遵守する技術的な事項（2 ページ/全 5 ページ）

No.	項目	遵守すべき事項	申請書類等に記載する事項
7	造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成の設計にあたっては、事業区域及び当該事業に関する工事を行う区域の地形、地質、地下水、地盤等について調査をしたうえで、可能な限り事業区域内での土量のバランスを考慮し、周囲の土地計画についても支障がないよう計画すること。 ・ 事業区域内の地形、形質等の変更は必要最低限にとどめること。 ・ 切土又は盛土を行う場合は、法面が雨水や風化等により浸食されないよう保護を行うこと。 ・ 勾配が 30 度を超え、かつ高さが 5 メートルを超える切土については、高さ 5 メートル以内ごとに幅 1 メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。 ・ 盛土の高さは、15 メートル未満とすること。盛土のり面の勾配は 30 度以下とし、盛土の高さが 5 メートルを超える場合は、高さ 5 メートル以内ごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。 ・ 盛土材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないこと。 ・ 盛土に際し、旧地盤の切株、雑草及び腐葉土は除去すること。 ・ 盛土に際し、地盤面に湧水又は地下浸透水がある場合は、暗渠等を用いて排水すること。 	<p>縦横断図を作成すること</p> <p>切土部と盛土部が分かるように記載すること</p>
8	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁を設ける場合は、建設省制定「土木構造物標準設計」及び社団法人日本建築士会連合会発行「構造図集擁壁」を参考にし、安定計算等の必要な検討を行うこと。 	<p>縦横断図を作成すること</p> <p>擁壁の構造等がわかるように記載すること</p>

別表 1 遵守する技術的な事項（3 ページ/全 5 ページ）

No.	項目	遵守すべき事項	申請書類等に記載する事項
9	柵堀等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての発電設備において、関係者以外の者が事業区域内に入れないよう、柵や堀等を設置し、出入口は施錠すること。 ・ 高さは、第三者が容易に乗り越えられない程度とすること。 ・ 柵堀等の発電設備との距離は、第三者が外部から容易に触れることができない程度とすること。 ・ 柵堀等の使用材料は、金網フェンスや有刺鉄線など第三者が容易に取り除けないものとする。 ・ 通行人や外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲示すること。 	<p>平面図に設置位置を記載すること</p> <p>高さや使用材料、色等が分かるように平面図に記載、又は仕様書を添付すること</p>
10	雨水排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水は、雨水浸透施設等により原則事業区域内で処理すること。 ・ 事業区域からの雨水や土砂の流出を防止する対策をとること。設置後は、その機能を維持するために適切な管理を行うこと。 ・ 雨水浸透施設等は、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水浸透施設技術指針[案]」、長野県建設部「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」、長野県林務部「林地開発許可制度の手引き」等の最新版に基づき計画をすること。 ・ 計画に必要な飽和透水係数については、浸透施設の計画予定地において現地浸透試験を行い、その結果をもとに算定すること。 ・ 計画に必要な流出係数、降雨強度、影響係数、充填材の材料別空隙率については、後述の資料 2 から資料 5 を参考にすること。 ・ 雨水浸透施設への土砂の流入を防ぐため、充填材周りに透水シートを設置すること。 	<p>雨水排水処理計画書を作成し現場透水試験結果報告書を添えて提出すること</p> <p>平面図に設置位置を記載すること</p> <p>構造図を作成すること</p>
11	伐採木等の搬出処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木竹等の伐採を行ったときは、伐採木竹、除根した木竹の根等を事業区域外に搬出して処分すること。 	

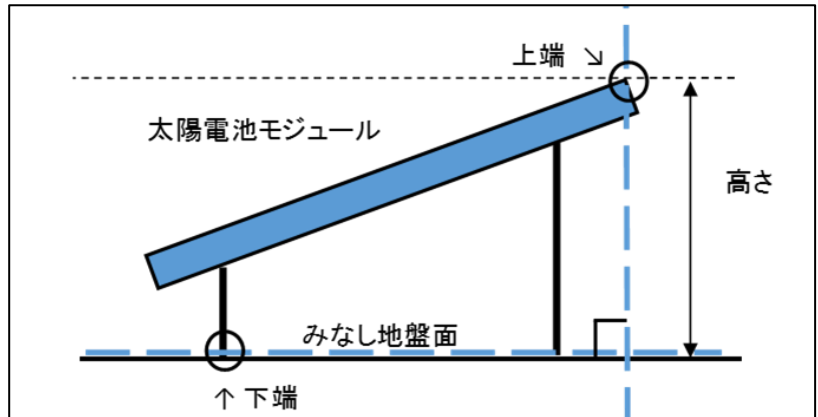
別表 1 遵守する技術的な事項（4 ページ/全 5 ページ）

No.	項目	遵守すべき事項	申請書類等に記載する事項
12	周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナーの稼働音による騒音、電磁波による電波障害、モジュールからの反射光による光害等により、地域住民等の生活環境を害することのないようにすること。 	
13	市景観条例との調整	<ul style="list-style-type: none"> 市景観条例に基づき、景観重点地区では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないこと、浅間山や佐久平への眺望を阻害しないこと、道路・隣地境界等から後退すること。 	平面図に電柱類の位置を記載すること 現地を見越して浅間山や佐久平が確認できるか現況写真を添付すること
14	緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 柵等の外側から見えやすい場所に標識を設置すること。 資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づいた内容とすること。 	平面図に設置位置を記載すること 看板記載内容の写しを添付すること

【別表 1 5 発電設備 関係】

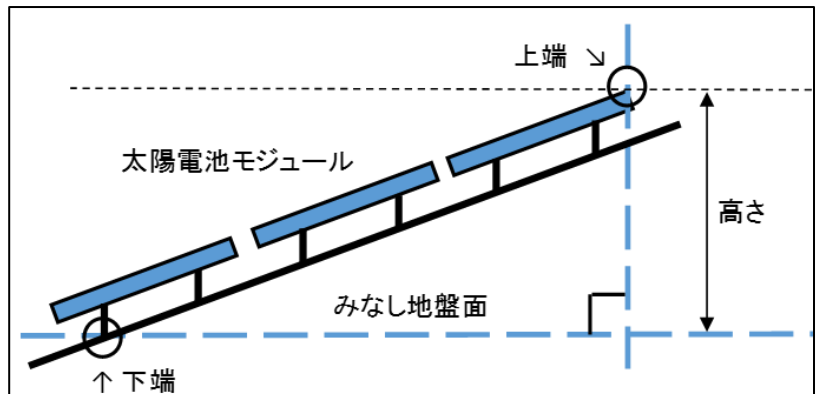
資料 1 太陽電池モジュール「高さ」

高さとは、みなし地盤面から上端までの垂直距離の高さとします。（右図 1 参照）



【図 1】太陽電池モジュールの高さ

一段の土地に連続して太陽電池モジュールを設置する場合は、環境保全上のみなし高さとして最上部の上端までの垂直距離を高さとします。（右図 2 参照）



【図 2】一段の土地に連続して設置される太陽電池モジュールの高さ

別表 1 遵守する技術的な事項（5 ページ/全 5 ページ）

【別表 1 10 雨水排水処理 関係】

資料 2 流出係数

種別	流出係数	備考
発電設備	0.95	水平投影面積
舗装面等	0.90	防草シートを含む
水面	1.00	
その他事業区域内	0.60	
間地	0.30	事業区域外のみ
芝等の被地類	0.25	事業区域外のみ
勾配の緩い山地	0.40	事業区域外のみ
勾配の急な山地	0.60	勾配 60 度以上

資料 3 降雨強度式

降雨強度の算定は、「長野県内の降雨強度式（長野県建設部）」の上田地域を用い、確率年は、事業区域が 1 ha 未満（現況地目が山林の場合に限り 0.3ha 未満）は 10 年確率、1 ha 以上（現況地目が山林の場合に限り 0.3ha 以上）は 30 年確率、現況地目が 1 ha 以上の山林は 50 年確率以上とすること。

資料 4 影響係数

影響係数は、0.81 とする。

資料 5 材料別空隙率

材料	規格 (mm)	空隙率
単粒度碎石 3 号	40~30	40%
単粒度碎石 4 号	30~20	30%
プラスチック製貯留材		カタログ値を採用

別表2 太陽光発電設備の設置等に係る法令等（1ページ/全2ページ）

（1）小諸市が担当窓口となるもの

法令等	内容	担当窓口
森林法	森林等における立木の伐採の許可又は届出 地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区の森林は除く）内で立木を伐採する場合は、あらかじめ伐採及び伐採後の造林の届出が必要	農林課
農地法	農地転用の許可 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合は、市農業委員会を経由した県知事の農地転用許可が必要	農業委員会事務局 （農林課）
農業振興地域の整備に関する法律	農用地利用計画の変更（農振除外申請） 農用地区域内での設置は原則認められない	農林課
地方税法	固定資産税（土地・償却資産等）に関する相談	税務課
騒音規制法	騒音規制地域内における特定建設作業の届出 作業開始の7日前までに届出が必要	生活環境課
振動規制法	振動規制地区内における特定建設作業の届出 作業開始の7日前までに届出が必要	生活環境課
小諸市環境条例 （※太陽光発電設備の設置の場合のみ）	普通開発規制地区内における行為の届出又は開発協定の締結 面積が500㎡以上の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、着手の30日前までに届出が必要	生活環境課
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出 周知の埋蔵文化財包蔵地で建築、土木工事などを行う場合は、着手の60日前までの届出が必要	文化財・生涯学習課
河川法	河川区域内等における占用等の許可	建設課
道路法	小諸市道内における占用等の許可	建設課
小諸市公共物管理条例	法定外公共物に係る占用等の許可	建設課
国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等の届出（事後届出制） 土地売買等の契約（予約を含む）を締結した場合、その契約した日から2週間以内に市長を経由した県知事への届出が必要 ・ 都市計画区域内 5,000㎡以上 ・ 区域外 10,000㎡以上	都市計画課

別表2 太陽光発電設備の設置等に係る法令等（2ページ/全2ページ）

（1）小諸市が担当窓口となるもの

法令等	内容	担当窓口
公有地の拡大の推進に関する法律	<p>一定面積以上の土地の有償譲渡等の届出</p> <p>都市計画区域内における土地の有償譲渡をしようとするときは届出が必要 ※3週間の譲渡制限有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10,000 m²以上 ・ 都市計画施設内等 100 m²以上 	都市計画課
都市計画法	<p>開発行為の許可</p> <p>面積が 3,000 m²以上で建築基準法の建築物・工作物に該当するものを設置する場合は開発許可が必要</p>	都市計画課
建築基準法	<p>建築物・工作物等の確認申請</p> <p>建築基準法の建築物・工作物に該当するものを設置する場合は確認申請が必要</p>	都市計画課
小諸市景観条例	<p>景観計画区域内における行為の届出又は事前協議</p> <p>景観法に基づく届出は着工日の 30 日前までに届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成重点地区 300 m²以上 ・ 一般地区 3,000 m²以上 <p>面積 5,000 m²以上の場合は着工日の 60 日前までに事前協議書の届出が必要</p>	都市計画課

（2）国又は県が担当窓口となるもの

「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」（太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局（長野県環境部環境エネルギー課））等をご確認ください。

別表3 発電事業の実施を認めない「禁止区域」

区域（関係法令等）	確認方法
砂防指定地（砂防法）	長野県信州くらしのマップ 「防災」、又は危機管理課
国指定重要文化財の建造物、国登録有形文化財の建造物、国指定史跡、国指定名勝、国指定天然記念物の区域（文化財保護法）	文化財・生涯学習課
保安林の区域（森林法）	長野県信州くらしのマップ 「森林情報」、又は農林課
第1種農地（農地法） ※営農型太陽光発電事業は除く	農業委員会事務局（農林課）
地すべり防止区域（地すべり等防止法）	長野県信州くらしのマップ 「防災」、又は危機管理課
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	
土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	
長野県宝の建造物、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物の区域（長野県文化財保護条例）	文化財・生涯学習課
小諸市指定重要有形文化財の建造物、小諸市指定史跡、小諸市指定名勝、小諸市指定天然記念物の区域（小諸市文化財保護条例）	文化財・生涯学習課
現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域	測量等による
上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域	生活環境課

別表4 発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる「抑制区域」

区域（関係法令等）	確認方法
洪水浸水想定区域（水防法）	長野県信州くらしのマップ 「防災」、又は危機管理課
周知の埋蔵文化財包蔵地の区域、及び文化財に係る禁止区域（別表3）の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある区域 ※ 「保存に影響を及ぼすおそれのある区域」とは、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境等を指す。 （文化財保護法）	文化財・生涯学習課
地域森林計画の対象となっている森林のうち、保有林の区域を除いた区域（森林法）	長野県信州くらしのマップ 「森林情報」、又は農林課
農用地区域に規定する農地の区域（農地法）	農業委員会事務局（農林課）
国立公園及び長野県立自然公園の区域（自然公園法、長野県自然公園条例）	生活環境課
長野県が地すべり危険箇所、地すべり危険地、又は山地災害危険個区域として公表している区域（地すべり等防止法）	長野県信州くらしのマップ 「防災」、又は危機管理課
長野県が急傾斜地崩壊危険箇所又は山地災害危険地区として公表している区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	
長野県が土石流危険区域、土石流危険溪流又は山地災害危険地区として公表している区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	
鳥獣保護区及び特別保護地区の区域（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	農林課
景観形成重点地区（小諸市景観条例）	都市計画課
上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めた区域	生活環境課

別表5 事前協議に係る書類等の記載要領（1ページ/全2ページ）

No.	規則第4条に掲げる書類	記載すべき事項又は提出すべき書類	備考
1	位置図 （事業区域及び事業区域の土地境界から水平距離30メートルの範囲が確認できるもの）	(1) 方位 (2) 事業区域の位置及び境界線 (3) 周辺土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路等目標となる地物 必要に応じて事業区域までの経路等が確認できる案内図（10,000分の1以上）を添付すること	縮尺：1,000分の1以上
2	現況写真 （事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できるもの）	事業区域及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真	
3	公図の写し等	事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの	
4	次に掲げる事項が確認できる登記事項証明書の写し等 ア 事業区域の土地の地番 イ 所有者、占有者及び管理者		
5	次に掲げる事項が確認できる土地利用計画図 ア 事業区域の面積 イ 発電設備の形式、数量、設置方法及び合計出力 ウ 雨水排水の計画	(1) 方位 (2) 事業区域の境界及び面積 (3) 道路等目標となる地物 (4) 発電設備の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全又は配置する緑地や植栽等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の柵堀、擁壁等の位置 (7) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 また、合わせて以下が確認できる書類を添付すること。 (8) 発電設備及び柵堀、擁壁等工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩が確認できる平面図及び立面図 (9) 雨水排水処理計算書	縮尺：1,000分の1以上

別表5 事前協議に係る書類等の記載要領（2ページ/全2ページ）

No.	規則第4条に掲げる書類	記載すべき事項又は提出すべき書類	備考
6	次に掲げる事項が確認できる 計画縦横断面 ア 事業区域の地盤面の斜度 及び土地の高低差 イ 発電設備の高さ及び傾き ウ 発電設備の設置に伴う造 成等の有無 エ 雨水排水施設の構造 オ 構造物の位置	(1) 事業区域の境界 (2) 切土・盛土等を行う前後の地盤面 (3) 発電設備の設置位置及び設置範囲 (4) 発電設備の形状及び高さ (5) 発電設備を設置する地盤の形状及び勾配 (6) 太陽電池モジュールの傾斜角度 (7) 雨水排水施設の位置、種類、材料、形状、 寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置 及び放流先の名称 (8) 崖又は擁壁の位置 (9) 法面の保護方法 (10) 縦横断線の位置及び符号	縮尺：1,000分 の1以上 切土、盛土部 分は着色して 区別するこ と。 縦横断線の間 隔は、20メー トル程度のピ ッチで設ける などしてくだ さい。

必要に応じて一つの書類を分割することや、複数の書類を一つにまとめる等してください。

また、事前協議に関連する資料として以下の資料についても確認しますので、ご準備ください。

- (1) 委任状（代理者が事前協議等の手続を行う場合）
- (2) 切土・盛土求積図（造成を行う場合）
- (3) 住民説明、説明会に用いる資料

別表6 許可申請における「工事の設計内容」書類等の記載要領（1ページ/全3ページ）

No.	添付資料	記載すべき事項又は提出すべき書類	備考
1	事業計画書	(1) 事業者名、所在地及び連絡先 (2) 設計者名、所在地及び連絡先 (3) 工事施工者名、所在地及び連絡先 (4) 設置する発電設備名称及び所在地 (5) 工事期間 (6) 事業計画地の地目別概要 (7) 発電設備の発電出力、合計出力、パワーコンディショナーの設置数、太陽電池モジュールの枚数、基礎構造等の設備計画 (8) 接続する道路に関する事項 (9) 設置される安全施設に関する事項 (10) 雨水処理計画に関する事項 (11) 緑化に関する事項 (12) 木竹伐採に関する事項 (13) 造成に関する事項 (14) 固定価格買取期間（ただし、売電事業の場合のみ記載） (15) 保守点検及び維持管理に関する事項	
2	事前協議書の写し		
3	事業計画の認定通知書の写し	売電事業の場合のみ添付すること	
4	関係法令手続き状況報告書	再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令 手続き状況報告書に基づき提出すること	
5	案内図	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路等主要公共施設の位置 (5) 関係法令に基づく規制等区域	縮尺10,000分の1以上
6	土地登記簿謄本及び公図の写し	事業地並びに隣接地の地目及び所有者の氏名を記載すること	
7	地域住民等説明経過報告書	(1) 太陽光発電事業説明会実施報告書（様式第3号） (2) 説明会で用いた資料 (3) 説明会の実施状況が確認できる写真 (4) 説明会に出席した者の名簿 (5) 説明会の議事録	

別表6 許可申請における「工事の設計内容」書類等の記載要領（2ページ/全3ページ）

No.	添付資料	記載すべき事項又は提出すべき書類	備考
8	協定書の写し及び同意書		
9	事業区域実測図		縮尺:1,000分の1以上
10	土地利用計画平面図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界及び面積 (3) 事業区域に接する道路の位置及び幅員 (4) 発電設備の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全又は配置する緑地や植栽等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の柵堀、擁壁等の位置、形状及び寸法 (7) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路	縮尺:1,000分の1以上
11	造成計画縦横断面図	(1) 事業区域の境界 (2) 切土・盛土を行う前後の地盤面 (3) 発電設備の設置位置及び設置範囲 (4) 発電設備の形状及び高さ (5) 発電設備を設置する地盤の形状及び勾配 (6) 太陽電池モジュールの傾斜角度 (7) 雨水排水処理施設の位置、種類、材料、形状、寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (8) 崖又は擁壁の位置 (9) 法面の保護方法 (10) 縦横断線の位置及び符号	縮尺:1,000分の1以上 切土、盛土部分は着色して区別すること。 縦横断線の間隔は、20メートル程度のピッチで設けるなどしてください。
12	雨水排水処理計画	(1) 雨水排水処理計算書 (2) 雨水排水処理設備配置図 (3) 雨水排水処理設備構造図 (4) 現場透水試験結果	

別表6 許可申請における「工事の設計内容」書類等の記載要領（3ページ/全3ページ）

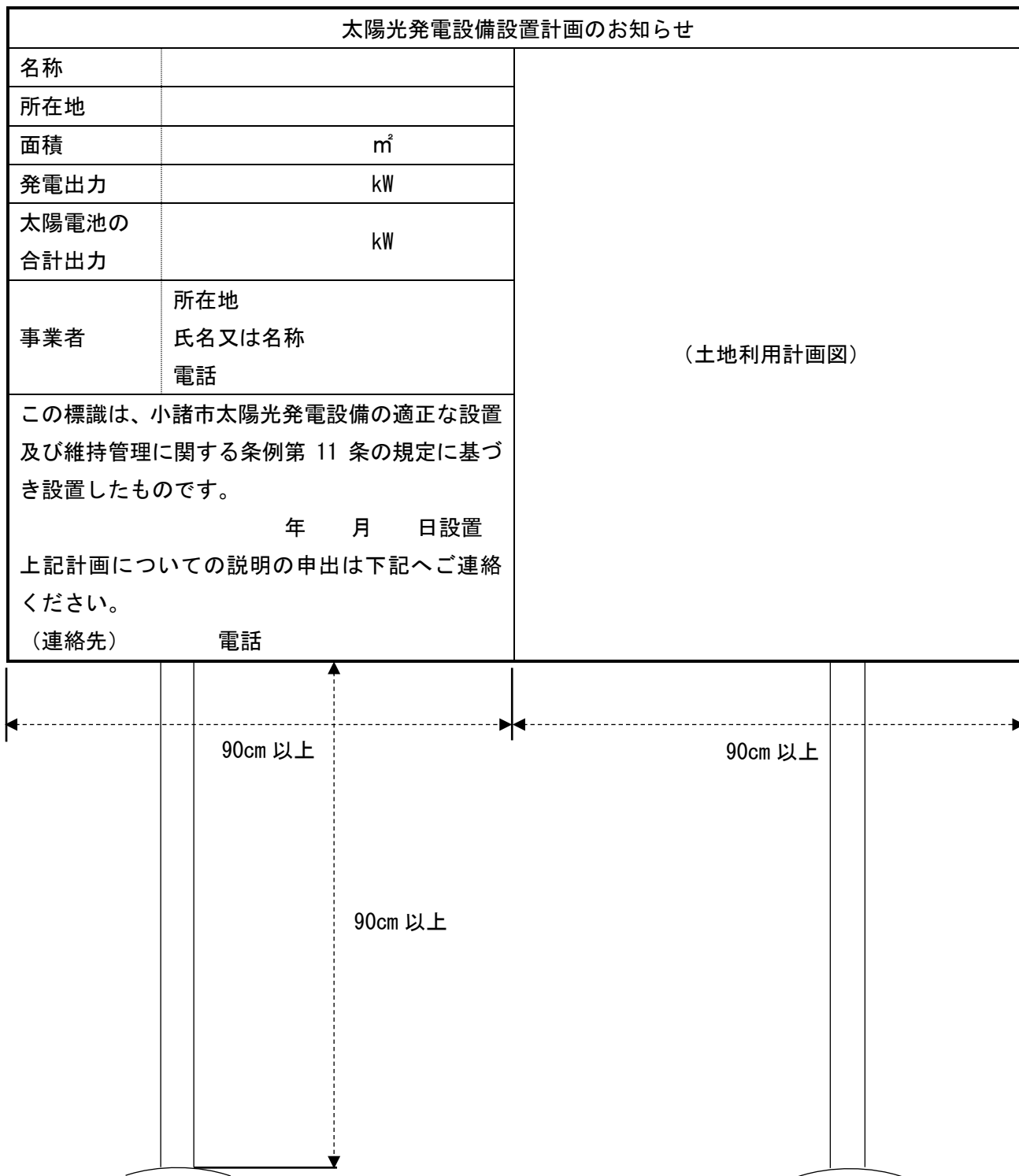
No.	添付資料	記載すべき事項又は提出すべき書類	備考
13	計画変更があった場合は、変更した事項が分かる書類	変更前後で対比させるなどにより、変更のあった事項が分かるように記載するとともに、変更前後の図面や資料を添付すること。	
14	工事工程表	(1) 全体工期 (2) 工種及び工種における各工期	

必要に応じて一つの書類を分割することや、複数の書類を一つにまとめる等してください。

別表7 工事完了の検査における提出書類要領

No.	添付する資料	提出すべき書類
1	工事写真	(1) 工事着手前、完了後の分かる写真 ※同一アングル (2) 許可申請書に添付した工事設計内容における工事等の出来形測定写真又は規格等を満たしていることが分かる写真、使用材料写真等

別図 1 設置する標識例



参考1 条例第13条に係る同意書書式例

年 月 日

(事業者名) _____様

(住所) _____

(氏名) _____

太陽光発電事業に係る同意書

私は、貴社における太陽光発電事業について、以下の事項を確認の上、同意いたします。

同意する者の区別	土地所有者・隣接土地所有者 隣接家屋等所有(居住)者・区長 隣接土地等占有(管理)者
説明を受けた日時及び場所	
説明をした者の職氏名等	(所属) (所在地) (職氏名)
同意する者からの事業及び説明等に対する意見	
同意にあたっての条件等	

確認欄 (同意する者)

この同意書の記載事項は事実と相違ありません。

氏名

Ⓜ

参考2 協定書作成例（1ページ/全2ページ）

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（例）

_____ 区長 _____（以下「甲」という。）と 事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電施設の設置及び適正な維持管理に係る太陽光発電事業

事業地 小諸市 _____

事業面積 _____ 平方メートル

事業規模 出力 _____ kW

協定期間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（協定締結日から）事業の終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨を文書によって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨を文書によって伝えるものとする。

（維持管理）

第5条 乙は、善良な管理者の注意をもって太陽光発電設備並びに付帯する設備及び施設等（以下、「設備等」という。）の事業地における適切な維持管理に関する業務（以下、「管理業務」という。）を行うものとする。

2 乙は、管理業務にあたり、設備等の機能を維持するうえで必要な修繕及び点検・清掃等を行うものとする。

3 管理業務に要する費用は、乙の負担とする。

参考2 協定書作成例（2ページ/全2ページ）

（事業の変更）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第7条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

（継承に係る措置）

第8条 乙は、第1条に掲げる事業の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の効力を当該第三者に継承するものとする。

（協定の存続）

第9条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

（疑義等の処理）

第10条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 _____
氏 名 _____
職氏名 _____ 印

乙 住 所 _____
氏 名 _____
職氏名 _____ 印

参考3 協定書における取り決め事項記載例（1ページ/全3ページ）

協定書に記載、又は別紙で添付する場合の取り決め事項の参考例を例示します。地域や土地の実情に応じて適宜修正や加除等を行ってください。

【植生の保護】

- ・ 現存する植生、地形等は極力残存し、自然環境の保全と開発に起因する災害を未然に防止することを図ること
- ・ 敷地内にある良好な樹木、その他樹木、河川、水辺等は極力保存し、活用するように努めること
- ・ 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること
- ・ 植栽は年2回以上管理を行い、周辺環境を悪化させないこと

【土地の形質の保全】

- ・ 土地の地質変更は、必要最小限に止め、多量な土石等の移動は避けるものとし、やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い土石の流出防止に万全を期すこと
- ・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること
- ・ 擁壁工を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること

【災害の防止】

- ・ 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと
- ・ 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲に報告すること。発電設備が破損した場合は十分な措置を講じるよう努めるとともに、事業区域外へ被害が及ぶ場合には地区住民等への周知を行い、被害を最小にとどめること
- ・ 緊急時に速やかに対応が図られるよう、乙は緊急連絡先等を記載した緊急時対応マニュアルを作成し、甲へ提出すること

【水資源の保護及び水質保全】

- ・ 水道に供する水源及び農業用水源（畑地かんがいを含む）等の保護に万全を期し、当該水源等の水量及び水質に影響を与えないものであること

参考3 協定書における取り決め事項記載例（2ページ/全3ページ）

【景観の保全】

- ・ 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること
- ・ 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること
- ・ フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観に配慮されたものを使用すること
- ・ パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観に調和したものとすること
- ・ （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること
- ・ （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること
- ・ （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号）から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること
- ・ （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること
- ・ （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること
- ・ 太陽光発電設備は隣接する市道から〇m後退して設置すること

【設置工事】

- ・ 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること
- ・ 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時は常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること
- ・ 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること
- ・ 乙は工事が完了した際には甲へ報告し、甲は工事が当初の事業計画と齟齬がないか確認すること

参考3 協定書における取り決め事項記載例（3ページ/全3ページ）

【設備の管理】

- ・ 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと
- ・ 事業区域内の除草等環境整備に努めること
- ・ 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること
- ・ 事業地の入り口に、事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること
- ・ （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理に当たっては、農薬及び除草剤は使用しないこと

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- ・ 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと
- ・ 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること

【損害賠償等】

- ・ 乙は、開発事業に起因する土砂流出等により乙以外に損害を与えたときの措置を明確にするものであること
- ・ 開発事業により直接影響のある道路、河川、防災施設等の改良又は補修に要する経費は、乙の負担とするものであること

【苦情への対応】

- ・ 乙は事業について、地域住民等から苦情があったときは、誠意をもってこれに対応すること

【地域への貢献】

- ・ 乙は、甲が行う区内清掃に協力して、敷地に隣接する道路および側溝の清掃をおこなうこと
- ・ 乙は、区内の環境保全のため、活動協力金として年〇円を甲へ納入すること